平成２１年（フ）第１７４６号
仙台市若林区上飯田４丁目13番31号
債務者　國吉のぶ子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４９号
仙台市宮城野区福室６丁目10番16号　フレイグラン21―205
債務者　齋藤小百合
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５１号
仙台市青葉区大町２丁目８番28号　川合ビルアパートメントＫ１－Ｂ
債務者　瀬島　敏子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５３号
宮城県塩竈市北浜１丁目４番49号
債務者　丸谷　晃弘
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地９号棟506
債務者　渡辺　照夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７５号
仙台市宮城野区岩切字畑中９番地の25
債務者　山口　敏夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
福島県伊達郡桑折町字南町18番地
債務者　小暮富美子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５６７号
金沢市土清水２丁目17番地５
債務者　越澤　友一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６９号
石川県白山市八ツ矢町27番地６、従前の住所石川県白山市横江町907番地11
債務者　名谷　謙次
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５８０号
金沢市新保本１丁目411番地　コーポハマ16号
債務者　竹内　文男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５８５号
金沢市桜町２番３号
債務者　吉崎　周次
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５９８号
石川県石川郡野々市町本町１丁目21番１号本町団地県営住宅１号棟２号、住民票上の住所石川県石川郡野々市町字蓮花寺町94番地の１
債務者　どんどん野々市店こと　東　　幸男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６００号
金沢市東山３丁目９番36号
債務者　吉池　静子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６１５号
石川県白山市相木町784番地３
債務者　内藤美代子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２８８５号
名古屋市守山区西城２丁目８番27号　宝マンション小幡106号　山本英幸方、住民票上の住所名古屋市守山区小幡中３丁目27番20号
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３００号
愛知県春日井市篠木町５丁目24番地１　伊藤信ビル201号
債務者　澤　　道晴
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３１８号
愛知県半田市瑞穂町６丁目７番地の10　県営半田康衛住宅405号
債務者　高須　敬一
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部